

## イギリスの一般市民への動物実験に関する 情報発信の状況 訪問調査研究の報告 (II)

— 英国における動物実験に関する情報公開のための協定 —  
(Concordat for Openness on Animal Research in the UK)

加隈 良枝 (帝京科学大学)、久原 孝俊 (順天堂大学)、笠井 憲雪 (東北大学名誉教授)

### 1. はじめに

英国の動物実験に関する情報公開は私たちから見ると驚くほど先進的である。これは前回で紹介したUAR (Understanding Animal Research) が中心になり結ばれた「動物実験に関する情報公開のための協定 (Concordat for Openness on Animal Research)」に負うところが大きい。今回はこの協定について、UARのWendy Jarrett氏の話をもとに、UARのホームページを参考に紹介したい<sup>1)</sup>。

### 2. 背景

英国では1990年代から2010年にかけてアニマルライツ活動家による動物実験施設からの実験動物の盗難などテロ活動が激化していた。例えば2002年1月の日本の新聞各紙は一斉にアニマルライツ団体が英国の受託試験機関であるH社の倒産を狙って、資金を融資しようとしている米国の銀行に激しい抗議や脅迫を行なったと報じた。この団体のメンバーは、その前年に来日し、日本の医科系5大学の動物実験施設に侵入し、内部を撮影したり、資料を持ち出し、これをもとにインターネットで公

開し「虐待」と非難したと2002年7月の新聞が報じている。さらに英国ではオックスフォード大学の新しい動物実験施設の建設に対しても反対活動が起きていた。このため英国政府は動物実験反対の声が大きくなり、多数派を占めるようになることは、英国の重要産業である製薬企業の活動に大きな支障が出て、その結果経済的にも大きな問題となることにもつながりかねないという危機感をもった。また、患者団体などは、動物実験が止まり、病気の新しい治療法の開発が止まることを懸念し、動物実験擁護派もキャンペーンを進めるようになった。

一方で、こうした犯罪を犯した過激派メンバーがみな捕らえられると、社会が静かになり、市民の興味も薄れ2012年の世論調査では、動物実験の容認率が10%も下落した。これは科学者が動物実験のニーズを一般市民に伝える機会が減ってしまったために起きたのではないかと解釈され、何らかの行動をしなければ動物実験の支持率は大きく減少してしまうという警告ととらえられた。英国では動物の取り扱いに関する規制は多いものの、

調査では市民の多くが、これらの規制が必ずしも順守されているとは思えないとも回答していた。つまり、法律がありそのことを守っているなどと動物実験の良い面ばかりを主張するのではなく、動物実験のもたらす影響や動物自身へのネガティブな側面を含めて、動物実験実施側が一般市民へ説明すべきなのではないかと考えられるようになった。そこで、新しく組織されたUARを中心に、動物実験情報の一般市民への発信の取り組みを始めた。

### 3. 動物実験の公開の推進に関する宣言 (Declaration on Openness on Animal Research)

2012年10月、英国のライフサイエンスに関わる40以上の組織が動物実験の公開の推進に関する宣言に同意し、署名した。これは、英国における科学的、医学的または獣医学的研究において動物をどのように使用しているか、そしてこれらの研究が科学的発見や治療開発において果たす役割、さらにそのような研究が英国でどのように規制され、動物のケアと福祉を促進し、動

物の使用数を減らし、動物の苦しみと危害を最小限に抑えるために研究者と動物管理スタッフが何をしようとしているかを一般の人々に正確かつ最新の情報を発信するための方法について、協定を結ぶことに合意したものである。

その後、メディアの代表者とのワークショップや動物福祉団体との議論を通して、人々がこの情報の公開に何を期待しているのか、どのような情報へのアクセスを期待しているのかを知った。そして2013年末には6週間にわたり協定書の草稿に対するパブリックコメントを募集し、これらを反映して協定書を作成した。

#### 4. 英国における動物実験に関する情報開示のための協定 (Concordat for Openness on Animal Research in the UK) の締結

2014年5月、英国における動物実験に関する情報開示のための協定 (Concordat for Openness on Animal Research in the UK) が生命科学界全分野から72機関の署名を得て発出された。この協定は署名したそれぞれの組織がとるべき4つの公約 (Commitment) からなっている<sup>2)</sup>。

Commitment 1: 我々はいつ、どのようにそしてなぜ研究で動物を使うかを明確にする。

Commitment 2: 我々は動物を使った研究に関するメディアや一般の人々とのコミュニケーションを促進する。

Commitment 3: 我々は、動物を

使った研究について知る機会を積極的に社会へ提供する。

Commitment 4: 我々は、毎年これらの進捗状況を報告し、経験を共有する。

これら公約の具体的内容をUARのHPの記事から要約する。

Commitment 1: 我々はいつ、どのようにそしてなぜ研究で動物を使うかを明確にする。

これは署名した全ての組織が、動物を用いた研究を実施またはそれらに資金提供していることを組織の内外に明確にすることを目指している。さらに研究における動物の使用に関して透明性を確保することに努め、署名者全員が、これらの情報開示の基本原則に同意することを期待されており、このことが協定全体を支えている。

この協定の署名者同士が共同で研究プロジェクトに取り組んでいる場合は、関わるすべての関係者はその研究についてのコミュニケーションにオープンな態度をとり、その中でお互いを支援することに同意する。一方、署名した組織としていない組織との共同研究の場合や、商業上やその他の機密性の問題がある場合は、署名している組織は、これらの制約を尊重しながら、できるだけ一般の人々と情報を共有する努力をするとしている。

Commitment 2: 我々は動物を使った研究に関するメディアや一般の人々とのコミュニケーションを促進する。

この公約の目的は、署名者の関与する動物を使用する研究の

詳細に、一般市民が容易にアクセスできるようにすることである。これはCommitment 1を基礎として、動物実験に関するコミュニケーションを円滑にするために組織が講ずる実用的なステップのいくつかを概説することにより、構築している。

署名者は自分たちのウェブサイトを通して研究における動物使用の方針や声明を発表し、その本質と広い意味での役割についての明確な情報を提供し、これらをUnderstanding Animal Research (UAR) ウェブサイトで公開するためにUARに提供するか、UARのポータルにリンクすることとしている。

動物を使用した研究が科学の進歩や製品開発に重要な役割を果たした時は、その情報をメディアへの公表等、関連する情報機関に公開する。そのためにメディアへの公表を希望する研究者およびスタッフを支援し、必要に応じてスポークスマンを配置する。

一方、科学の進歩における動物実験の役割についての情報を科学雑誌や署名大学、製薬会社、学協会、研究助成機関で閲覧できるように公表するために、研究者は動物を用いた研究成果を公表する際にはARRIVEガイドラインに述べられている原理などの規範となる優れた取り組み (Good practice) に従うことを奨励する。

また、大学や製薬会社、学協会、研究基金団体等の署名機関は、3Rをよりよく促進するためにどのように取り組んでいるか、またそれらの事例を報告し説明することとしている。

Commitment 3: 我々は、動物を使った研究について知る機会を積極的に社会へ提供する。

この公約は、動物実験に関する英国でのより一般的な議論を促進することを目的としている。これは、Commitment 1と2を基に、署名者が情報の提供に加え、直接的にも間接的にも積極的に公衆と関わるための方法を提案することによって確立する。

また、動物使用研究プロジェクトとその手順を包括的に、必要に応じて画像や動画を用い、その資料自体の公表やメディアへの発表という形で提供する。例えば学校や地域社会での講演や公の行事での動物の役割などの情報が含まれる。そして署名者は、科学的、獣医学的および医学的研究における動物の問題への公衆の関与を促す方法を検討する。

Commitment 4: 我々は、毎年これらの進捗状況を報告し、経験を共有する。

これらの協定の実施状況を監視することは、この協定を成功させるために重要である。我々は、英国における動物を使った研究がより開かれたものにする事や、市民に提供されている情報の改善について論証し、共有できるようにしたいと考えている。また、つねに最新なものに保つために協定や我々のとった行動を検証する。

我々は、これらの公約を履行するために我々がとった行動について毎年UARに報告し、また採用した戦略の有効性と影響についての経験を共有する。そしてUARは公開の進捗状況に関す

る最新情報を毎年公表する。

## 5. 情報公開の進捗状況の年次報告について

2014年5月にこの協定は英国の生物科学の全ての分野から72機関の署名を得て発効し、7月までに署名者は80機関に達した。そしてCommitment 4に基づいて、2015年9月に最初の情報公開協定年次報告2015が公表された。そこには協定の署名者が公開性と透明性を向上させるという公約をどのように達成したかを、協定の初年度の終わりに各署名組織から提供された情報を要約している。

2017年12月には第3回目の報告書が公表された。この報告では2014年に発効以来の協定の影響に焦点を当てた。協定は、署名者の組織内でも組織外でも、大きな成功を収めている。組織内では、協定は動物の研究と福祉のイメージを高め、よりオープンな会話を可能にし、研究スタッフと技術者が、彼らが何をやるかについて話す自信を深めた。生命科学分野では、協定は機関間の協力を促し、動物の研究について話すことに伴う不安に挑戦し、科学で動物を使用することに反対する声により合理的・攻撃的にならない社会をもたらすよう鼓舞した。広く社会に対しては、協定は研究に使用される動物に関する情報をより容易に入手できるようにした。これにより、動物の世話をするスタッフの役割に対する理解が深まり、関心のあがる一般の人々が施設内を見ることができるようになり、研究における動物の使用に関するより多くのニュース記事に目を向けるように

なった。

## 6. 英国における動物実験に関する情報開示のための協定年次報告2019

(Concordat for Openness on Animal Research in the UK Annual Report 2019)

第5回目の最新報告書は2019年に公表された<sup>3)</sup>。報告書は50ページからなり、目次は要旨、序論に加えPart 1. 英国の動物を使用する研究の公開に関する進展、Part 2. 公開の事例研究、Part 3. 協定の管理運営、Part 4. 成功と課題、補遺となっている。要旨を一部抜粋し紹介する。

2014年に72機関の署名により発出された協定は、2019年には121機関が署名した。そのうち75が研究機関であり、48が独自の研究を実施せず、研究者に資金を提供するか、直接支援している。これらの支援組織には、研究慈善団体、業界団体、学協会が含まれる。

今日、署名者は協定が生命科学研究分野に次のような影響を持っていると考えている。

- ・市民は動物を使用して研究を実施する研究者から直接情報の入手が可能
- ・この分野の内外で、動物ケアスタッフの役割に対する理解や評価が向上
- ・事業所内の動物施設のイメージが良くなり、投資が増加し、動物福祉が向上
- ・動物施設内部を見学するためのアクセスの向上
- ・公開情報からより多くの情報が積極的に得られるため、研究での動物の使用に関する否定的な



コミュニケーションが減少

しかしながら、署名者は、現時点ではこれが研究部門を越えて社会に影響を及ぼしているとは感じていない。協定によって始まった文化の変化が、動物を用いた研究に関する情報により容易にアクセスが可能になり、理解されるにつれて、徐々に幅広い影響を及ぼすことを願っている。

一方、協定の署名者にとって困難であり、追加の支援の必要性が指摘される主要な分野は次のとおりである。

- ・研究で動物に与えられる危害に関する的確な議論は、研究界の人々にとって依然として難しいトピックであり、一部の組織はバランスの取れた情報を提供するための措置を講じているが、他の組織はまだ多くを提供できていないかもしれない。
- ・多くの組織は協定に準拠しているが、先行しているのはごく少数であり、他の組織はより大胆な措置を講じるよう奨励する必要がある。
- ・非学術団体は、メディアを通して研究を社会に説明することに消極的であり、多くの施設は報道機関と公に協力するためにもっとできることがある。
- ・協定内で非研究組織が果たす役割を明確にし、管理プロセスをそれらに対応させ、適切であることを保証する措置を講じる必要がある。

## 7. 協定の公約に向けた進捗（年次報告2019より）

協定の署名者は、研究で動物をどのように、いつ、なぜ使用するかにについて明確にする必要

があり、過去5年間で、社会の動物使用研究に関する情報の量と深さが大幅に増加した<sup>3)</sup>。過去には、内部の研究施設からの画像は稀であったが、今年は署名機関がビデオ、バーチャルツアー、ケーススタディを使用し、動物の暮らしがどのようなものかを明らかにした<sup>4)</sup>。

協定のすべての署名者は、研究で動物の使用を支持する理由を明確に示すために、一般向けの方針についての声明を提供する必要があるが、多くの組織はより広範な情報を提供している。現在、署名研究機関の72%のWebサイトは、研究に使用されている動物の数と種を公表している。営利組織で、商業上の機密性のためにこの情報を公表することが不可能な場合、使用されている動物の種類と動物が使用される研究の割合に関する情報が増加している。

全体として、協定は、生命科学組織の研究での動物の使用について、それぞれの組織のスタッフおよびより広い一般の人々とのコミュニケーションの方法に大きな変化をもたらした。動物が科学分野でどのように使用されるかを示す公開資料がこれまでになく入手可能になり、動物使用研究について意見交換するためのより積極的なアプローチが通常の方法になりつつある。さらに、メディアが科学記事を取り上げるとき、動物を使用する研究について聞くことや、動物が研究でどのように、いつ、なぜ使用されるかについての背景を提供することがますます一般的になりつつある。そのために、一般の人々が研究で使用さ

れる動物についてより多くの情報に基づいた洞察を持てるようになってきている。

以上が、2019年の年次報告からの抜粋であるが、UARは、この年から“Leaders in Openness賞”を立ち上げた。これは規範となる優れた取り組みを行い、組織内に協定の精神を浸透させ、協定の目的を実現するために多大な努力を行った組織を表彰するためである。そして、彼らの実績をより広く共有し、各組織が公開性に向けたさらなるステップを採ることを支援したい、としている。今回は“Leaders in Openness2019-2022”として13機関を表彰した。このような催しも署名機関が協定の公約の実施に向けた活動を活発化することに大きな励みとなっている。

## 8. あとがき

以上、英国で締結された動物実験の情報公開に関する協定とその取り組みについて見てきたが、これは動物を使用する研究機関及びそれらを支援する学会や研究助成機関が一丸となり、一般市民への情報公開を積極的に行うこと、そしてそれを年次報告の形で検証報告することが特徴である。英国では1999年以来ほぼ2年毎に動物を使用した研究についての一般市民を対象とした調査がIpsos MORIという世界的な調査会社に依頼して行われている<sup>5)</sup>。そしてこの調査結果から市民の動物使用研究への支持率を常に確かめながらUARを中心に、協定にもとづいた市民への理解を促進するための多様な活動を行っている。いわば、Ipsos MORIの調査と協定

の実施は車の両輪である。

ちなみに日本における動物実験についての市民の意識調査については2018年に我々の科研費研究班が行なっているが<sup>6)</sup>、我が国でもこのような調査に基づいた動物実験に関する市民の意識を認識しながら、市民への情報の発信策を民間レベルでも同等のレベルにおいても考え、実施する時期に来ていると思われる。

#### 参考資料

1) UAR(Understanding Animal Research)のwebsite  
<http://www.understandinganimalresearch.org.uk/>

- 2) Concordat for Openness on Animal Research in the UKのwebsite  
<http://concordatopenness.org.uk/>
- 3) Concordat for Openness on Animal Research in the UK Annual Report 2019  
<http://concordatopenness.org.uk/wp-content/uploads/2019/12/Concordat-Report-2019.pdf>
- 4) オックスフォード大学などの動物施設のバーチャルツアー：是非参照してみてください。  
<http://www.labanimaltour.org/>
- 5) 英国国民の動物実験に関する意識調査について (Ipsos MORI)  
<https://www.ipsos.com/ipsos-mori/en-uk/public-attitudes-animal-research-2018>
- 6) 日本国民の動物実験に関する意識調査について
  - ・ Survey report on public awareness concerning the use of animals in scientific research in Japan. Ayako Uchikoshi and Noriyuki Kasai, *Exp. Anim.* 68(3), 307-318, 2019
  - ・ 一般市民は動物実験をどう見ているか (詳細版) — 科研費プロジェクトによ

る動物実験に関わる市民意識調査報告 — 打越綾子 成城法学第86号P281-360 2020年1月  
<https://seijo-law.jp/faculty/public/info/hougaku/086.php>  
 ・ 動物実験に対する一般市民の認識と今後の情報発信、打越綾子&笠井憲雪、LABIO21, No77, P26-31, 2019

謝辞：この調査研究並びに報告書作成は2016～2018年度および2019～2021年度日本学術振興会科学研究費助成基盤研究(C) (JSPS 科研費 JP16K07080 および JSPS 科研費 JP19K06453、代表：笠井憲雪) の補助を受けて行われた。